行政法 令７－１９肢イ

第１ 肢の結論

誤り

第２　里道の用途廃止処分における近隣住民の原告適格

１．問題の所在

里道の用途廃止処分がされた。近隣住民は，当該処分を不服とし，処分の取消しの訴え（行政事件訴訟法８条）を提起したい。この取消訴訟において，周辺住民に原告適格（行政事件訴訟法９）が認められるか問題となる。

２．結論および理由

（１）結論

用途廃止により当該住民の生活に著しい支障が生じる場合は，当該住民に廃止処分の取消を求める原告適格は認められる。

よって，生活に著しい支障が生じるとして，原告適格を認められないとする，肢は誤り。

（２）理由

まず，一般的に里道は近隣住民に個別具体的な利益をもたらすわけではない。

すなわち，里道は，一般的に誰しもが通れる道である。また，どのように，道路を整備するかは，環境に関わるものであり，一般公益に関わるものである。

したがって，個人の具体的利益を一般的に保護したものではないため，「法律上の利益」はないとして，近隣住民の原告適格を否定すべきとも思える。

しかし，不当である。もちろん，一般的に，環境の問題で訴えを認めるのは，濫訴の恐れがあるため，許容できない。しかし，一切認めないことは，国民の人権の保護が不十分となる。取消訴訟は，公権力の違法な行使を取消して，人権を回復，守るためにある。

重大な問題が生じた場合は，対象者の法律上の利益を保護すべく，原告適格を認める必要がある。

そこで，用途廃止処分について，当該住民の生活に著しい支障が生じるような場合，違法な公権力の行使の疑いがある。なぜなら，行政は，国民の生活を守る立場であり，著しい支障が生じるような行政を行う権能はないからである。

そのときは，法律上保護に値する利益が，具体的に近隣住民にあるので，原告適格を認めるのが相当である。

以上